



年度分の自動車重量譲与税にあつては同表中「五分の四」とあるのは「五分の二」と、「五分の三」とあるのは「五分の一」と、昭和六十三年度分の自動車重量譲与税にあつては同表中「五分の四」とあるのは「五分の二」と、「收入額と同年の二月及び三月において収納すべき自動車重量税の収入額の見込額の五分の三に相当する額との合算額」とあるのは「収入額」と読み替えるものとする。

(政令への委任)

**第二十八条** 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則 (平成一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄**

(施行期日)  
**第一条** この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二、第十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百百四十四条の規定

公布の日

**附 則 (平成一五年三月三一日法律第九号) 抄**

(施行期日)  
**第一条** この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

(自動車重量譲与税法の一部改正に伴う経過措置)

**第二十六条** 第五条の規定による改正後の自動車重量譲与税法(次項において「新自動車重量譲与税法」という。)の規定は、平成十五年度以後の年度分の自動車重量譲与税について適用し、平成十四年度分までの自動車重量譲与税については、なお従前の例による。

新自動車重量譲与税法第三条第一項の規定の適用については、平成十五年度分の自動車重量譲与税に限り、同項の表六月の項中「二月から四月までの間の」とあるのは「二月及び三月の収納に係る自動車重量税の収入額の四分の一に相当する額と同年の四月における」と、「相当する額」とあるのは「相当する額との合算額」とする。

## 第二十六條

**第一条** この法律は、平成十五年四月一日から施行する。  
(自動車重量譲与税法の一部改正に伴う経過措置)

（平成一五年三月三一日法律第九九  
則抄 附号）  
（施行期日）

**第一條** この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定められた日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定

公布の日

置は政令で定める。  
**附 則（平成一九年一二月二二日法律第  
一六〇号）抄**  
**（施行期日）**

み替えるものとする。  
(政令への委任)

「五分の四」とあるのは「五分の一」と、「収入額と同年の二月及び三月において収納すべき自動車重量税の収入額の見込額の五分の三に相当する額との合算額」とあるのは「収入額」と読

年度分の自動車重量譲与税にあつては同表中「五分の四」とあるのは「五分の二」と、「五分の三」とあるのは「五分の一」と、昭和六十三年度分の自動車重量譲与税にあつては同表中

(政令への委任)  
**第二十七条** 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二一年三月三一日法律第九号)抄  
(施行期日)  
**第一条** この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。  
**第十七条** 第六条の規定による改正後の自動車重量譲与税法の一部改正に伴う経過措置

(自動車重量譲与税法の規定は、平成二十一年度分の自動車重量譲与税から適用し、平成二十年度分までの自動車重量譲与税については、なお従前の例による。)

(政令への委任)  
**第十八条** この法律の公布の日が附則第一本本文に規定する日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に関する必要な事項(この附則の規定の読み替えを含む)その他のこの法律の円滑な施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**第十九条** 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二一年三月三一日法律第四号)抄  
(施行期日)  
**第一条** この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。  
(自動車重量譲与税法の一部改正に伴う経過措置)  
**第十六条** 第三条の規定による改正後の自動車重量譲与税法(次項において「新自動車重量譲与税法」という。)の規定は、平成二十二年度以後の年度分の自動車重量譲与税について適用し、平成二十一年度分までの自動車重量譲与税については、なお従前の例による。

2 新自動車重量譲与税法附則第二項の規定により読み替えて適用される新自動車重量譲与税法第三条第一項の規定の適用については、平成二十二年度分の自動車重量譲与税に限り、同項の表六月の項中「二月から四月までの間」とあるのは「二月及び三月の収納に係る自動車重量税の収入額の三分の一に相当する額と同年の四月における」と、「相当する額」とあるのは「相当する額との合算額」とする。

(政令への委任)  
**第十八条** 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則（平成二八年三月三一日法律第一三号）抄**  
(施行期日)  
**第一条** この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一から五の三まで 略  
五の四 第二条（第四号及び第五号の二に掲げる改正規定を除く。）、第七条中地方財政法第三十三条の四第一項の改正規定及び同法第三十三条の五の八の次に一条を加える改正規定並びに第九条並びに附則第四条第二項、第六条（第六項を除く。）、第十一条、第十四条、第十七条第二項及び第三項、第二十条、第二项を除く。）、第三十一条、第三十二条、第三十五条（次号に掲げる改正規定を除く。）、第三十七条の三第二項、第三十九条、第四十条、第四十一条（税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第五十一条の二の改正規定に限る。）、第四十二条から第四十七条まで、第四十八条、第五十条並びに第五十二条から第五十六条までの規定 令和元年十月一日  
**附 則（平成二八年一月二八日法律第八六号）抄**  
(施行期日)  
**第一条** この法律は、公布の日から施行する。  
**附 則（平成三十一年三月二九日法律第二号）抄**  
(施行期日)  
**第一条** この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一から七まで 略  
**八 第三条中地方税法第一百七十七条の六第一項の改正規定及び第八条並びに附則第十二条第一項及び第二十四条の規定 令和四年四月一日**  
**九 第六条及び第九条並びに附則第二十二条、第二十五条及び第三十条第三項の規定 令和十六年四月一日**  
**十 第十条及び附則第二十六条の規定 令和七年四月一日**

(自動車重量譲与税法の一部改正に伴う経過措置)

重量譲与税法（次項から第五項までにおいて「平成三十一年新自動車重量譲与税法」という。）の規定は、施行日以後に収納される自動車重量税に係る自動車重量譲与税について適用されし、施行日前に収納された自動車重量税に係る自動車重量譲与税については、なお従前の例による。

平成三十一年新自動車重量譲与税法第二条第一項の規定により譲与すべき自動車重量譲与税に係る平成三十一年新自動車重量譲与税法第三条第一項の規定の適用については、令和元年度分の自動車重量譲与税に限り、同項中「額を」

とあるのは、一額（令和元年六月に譲与すべきものについて）は、同表六月の項の下欄に掲げる額のうち、平成三十一年二月及び三月の収納に係る額に相当する額と同年四月における収納に係る額の三百四十八分の三百三十三に相当する額との合算額（以下「同項の表六月の項中当該年度の初日の属する年の二月から四月ま

「での間の」とあるのは「平成三十一年二月及び三月の収納に係る自動車重量税の収入額の三分の一に相当する額と同年四月における」と、「相当する額」とあるのは「相当する額との合算額」とする。

平成三十一年新自動車重量譲与税法第二条の二第一項の規定により譲与すべき自動車重量譲与税に係る平成三十一年新自動車重量譲与税法第三条第一項の規定の適用については、平成三十一年度分の自動車重量譲与税に限り、同項の

		六月
	十一月	当該年度の初日の属する年の二月から 四月までの間の収納に係る自動車重量 税の収入額の千分の三百四十八に 相当する額
と あ る の は	十二月	当該年度の初日の属する年の五月から 九月までの間の収納に係る自動車重量 税の収入額の千分の三百四十八に 相当する額

十一月一日より平成三十一年四月から令和元年九月までの間の収納に係る自動車重量税の収入額の千分の三百四十八に相当する。

<p>「とあるのとは、中表の同項によつては、「相当する額」との合算額」とする。</p>	<p>5 平成三十一年新自動車重量譲与税法附則第二項の規定により読み替えて適用される平成三十一年新自動車重量譲与税法第二条第一項の規定の適用により譲与すべき自動車重量譲与税に係る平成三十一年新自動車重量譲与税法第三条第一項の規定の適用について、令和元年度分の自動車重量譲与税に限り、同項中「額を」とあるのは「額(令和元年六月に譲与すべきものについては、同表六月の項の下欄に掲げる額のうち、平成三十一年二月及び三月の収納に係る額に相当する額と同年四月における収納に係る額の四百二十二分の四百七に相当する額との合算額)を」と、同項の表六月の項中「当該年度の初日の属する年の二月から四月までの間の」とあるのは「平成三十一年二月及び三月の収納に係る自動車重量税の収入額の千分の四百七に相当する額と同年四月における」と「相当する額」とあるのは「相当する額との合算額」とする。</p>
<p>十一 月</p>	<p>六 月</p>

四年新自動車重量譲与税法」という。)の規定は、附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日以後に収納される自動車重量税に係る自動車重量譲与税について適用し、同日前に収納された自動車重量税に係る自動車重量譲与税については、なお従前の例による。

月及び三月の収納に係る額の四百二十二分の十五に相当する額と同年四月における収納に係る額の四百三十一分の二十四に相当する額との合算額(以下「譲与する」と)同項の表六月の項中「当該年度の初日の属する年の二月から四月までの間の」とあるのは「令和四年二月及び三月の収納に係る自動車重量税の収入額の千分の四百二十二に相当する額と同年四月における」と、「相当する額」とあるのは「相当する額」との合算額」とする。

(政令への委任)  
**第二十八条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定

附 則  
（平成三十一年三月二九日法律第四  
める。）

(施行期日) 号抄

する。ただし、次の各号に掲げる規定は、各号に定める日から施行する。

（施行期日）抄附則（令和二年三月三一日法律第五

**第一条** この法律は、令和二年四月一日から施行する。

3 総額に依る自動車重量税の七分の三百四十八に相当する額と同年四月における」と、「相当する額」とあるのは「相当する額との合算額」とする。

自動車重量譲与税法第二条第一項及び第二条の二第一項の規定により譲与すべき自動車重量譲与税に係る令和四年新自動車重量譲与税法附則第

二項の規定により読み替えて適用される令和四年新自動車重量譲与税法第三条第一項の規定の適用については、令和四年度分の自動車重量譲与

与税に限り、同項中「額を、」とあるのは「額（令和四年六月に譲与すべきものについては、同表六月の額の下闇に掲げる額のうち、同平二

同表ノ月の功ニ付シ括り在者ノ額ニ合全二  
月及び三月の収納に係る額四百二十ニ分の四  
百七に相当する額と同年四月における収納に係  
る額四百三十ニ分の四百二十ニ相当する額ニ

る額の四百三十一分の四百七に相当する額との合算額)を」と、「額を譲与する」とあるのは「額(同年六月に譲与すべきものについては、

同表六月の項の下欄に掲げる額のうち、同年一二